

# 令和6年度 監査年間実施計画表

令和6年4月2日現在

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>財政援助団体監査</b> <b>出資団体監査</b> <b>指定管理者監査</b> <small>(法第199条第7項)</small>		財政援助団体 ・前橋まつり実施委員会 指定管理者 ・公益財団法人 前橋市まちづくり公社 ・社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会 ・NPO法人 まえばし保育ネットワーク ・株式会社 NSP群馬						出資団体 ・公益財団法人 前橋市まちづくり公社		財政援助団体 ・一般社団法人 みんなの店運営委員会		
<b>決算審査</b> <small>(法第233条第2項)</small> <b>基金運用状況審査</b> <small>(法第241条第5項)</small> <b>健全化判断比率等審査</b> <small>(健全化法第3条第1項及び第22条第1項)</small>			企業会計	一般・特別 財産・基金								
<b>行政監査</b> <small>(法第199条第2項)</small>	← 行政監査 (テーマ: 公の施設の指定管理者制度について) →											
<b>定期監査</b> <small>(法第199条第1項及び第4項)</small>							未来創造部 4課 こども未来部 2課		福祉部 5課 監査委員事務局			
								消防局 5課			市民部 7課	
<b>随時監査</b> <small>(法第199条第5項)</small>	<b>工事監査</b>	← 第1回 →		← 第2回 →				← 第3回 →				
	内部	都市計画課・建築住宅課・ 道路管理課・公園緑地課		清掃施設課・農村整備課				下水道整備課・下水道施設課				
	委託			教育施設課				道路建設課				
<b>例月出納検査</b> <small>(法第235条の2第1項)</small>	○	○	◎	○	◎	○	○	◎	○	○	◎	○

- ・法律名の略称は、次のとおりである。「法」：地方自治法 「健全化法」：地方公共団体の財政の健全化に関する法律
- ・工事監査について、「内部」は監査委員事務局による監査、「委託」は派遣技術士による監査であることを示す。
- ・例月出納検査について、「◎」は監査委員全員による検査、「○」は代表監査委員による検査であることを示す。